

## はじめに

川崎市では、「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもに関する施策の充実を図ってまいりました。具体的には、川崎市子ども会議、学校教育推進会議、子どもの権利の日事業、子ども夢パークにおける事業等を展開するとともに、この3月には「子どもの権利に関する行動計画 子ども意見表明・参加を中心として」を策定し、総合的・計画的に子どもの権利の保障の推進に努めております。

また、同条例により設置しました川崎市子どもの権利委員会は、昨年9月に第2期目を迎え、現在、諮問事項である「川崎市の子どもの居場所と活動の拠点づくり」について審議を進めています。

今回の調査は、委員会が諮問事項についての審議を進めるに当たり、子どもの権利の保障状況や市民の子どもの権利に関する考えを把握し、また、本市が子どもに関する施策を策定していく上での参考とするために実施したものです。

郵送によるアンケート調査に御協力いただいた皆様、また、アンケート調査だけでなくヒアリング調査にも御協力いただいた子どもたちに深く感謝申し上げます。

本市を「子どもにやさしいまち」にしていくためには、子どもをはじめとする市民と行政、そして第三者的な子どもの権利施策の検証機関として設置されている子どもの権利委員会とのパートナーシップが大切です。今後とも本市の子ども施策の推進に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成17(2005)年10月

川 崎 市 長